

■ 持続化給付金と京都府休業要請対象事業者支援給付金の最新情報（ご案内）【令和2年4月30日時点】

『持続化給付金』

4月27日、経済産業省より最新情報として『持続化給付金』の申請方法について具体的なイメージが公表されました。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

持続化給付金に関するお知らせ(速報版) <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

申請要領 中小法人等事業者向け(速報版) https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

申請要領 個人事業者等向け(速報版) https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf

申請の受付は、まだ開始されておらず、補正予算が成立した翌日から開始することが予定されていますが、速報版にて給付金の申請手続の詳細をご確認の上、申請の準備を進めてください。なお、補正予算の成立後（4月30日予定）速やかに、申請要領等の確定版が中小企業庁ホームページ等で公表される予定です。

<お問い合わせ先>

中小企業 金融・給付金相談窓口

相談ダイヤル（直通番号）：0570-783183

受付時間：平日・土日祝日ともに、9時00分～19時00分

『京都府休業要請対象事業者支援給付金』

京都府の要請で休業、使用制限、営業時間の短縮等(休業等)をした場合が対象。

中小企業 :一律 20 万円

個人事業主:一律 10 万円

「京都府休業要請対象事業者支援給付金」について

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyuhukin.html>

制度の詳細につきましては、決定次第、速やかに京都府ホームページにて公表されます。

受付開始は5月7日(木)の予定。

施設の使用制限対象施設一覧

http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/documents/youseisetsu-list_2.pdf

<お問い合わせ先>

京都府緊急事態措置コールセンター

電話番号：075-414-5907

受付期間：平日 9時から 18時まで